

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 10 日 (金) 第 386 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※)

(警務課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則 (平成18年鹿児島県公安委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 の 表 中

第 6 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 4 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) , 5 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) 又 は 6 級 で あ っ た も の
第 7 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 3 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) , 4 級 (6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) 又 は 5 級 (6 号 区 分 に 掲 げ る も の を 除 く 。) で あ っ た も の

を

第 6 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 4 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) , 5 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) 又 は 6 級 で あ っ た も の
第 7 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 3 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) , 4 級 で あ っ た も の (第 6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) 又 は 5 級 で あ っ た も の (第 6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)

に改め,

同条第 2 号中「平成 8 年 4 月」を「平成18年 4 月」に改め, 同号の表中

第2号区分	平成18年4月1日以後適用されている鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平成18年4月以後の給与条例」という。）の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
-------	---

を

第1号区分	平成18年4月1日以後適用されている鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平成18年4月以後の給与条例」という。）の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）
第2号区分	平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの（第1号区分に掲げる者を除く。）

に、

第6号区分	平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級（警察本部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は5級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級（警察本部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は4級（6号区分に掲げるものを除く。）であったもの

を

第6号区分	平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は5級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は4級であったもの（第6号区分に掲げる者を除く。）

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。